

農業集落排水事業における地方公営企業法適用について

1 農業集落排水事業とは

農業集落排水事業は、農村地域の一般家庭等から排出される、し尿及び生活雑排水を農業集落排水施設（農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理施設）に集めて処理することにより、農業用排水路の水質保全と農村地域の生活環境の整備改善を行い、農業生産の増大と生活環境の向上を図ることを目的とした事業です。

2 現状の課題と国の動向等

全国の農業集落排水事業は、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等により経営環境の厳しさが増えています。こうした中、総務省は「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付総務大臣通知）において、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、公営企業会計に令和6年度から移行することにより、資産を的確に把握し、財務諸表の作成を通じて財政マネジメントの向上を図ることを要請しています。

3 地方公営企業法の適用について

本市農業集落排水事業は、総務省からの要請を受け、令和5年度から地方公営企業法を全部適用するとともに、公営企業管理者の所管とし水道局への移行を予定しています。

令和5年4月1日からの法適用、並びに水道局への移行に向け、令和4年第4回定例会へ条例案を提出する予定です。

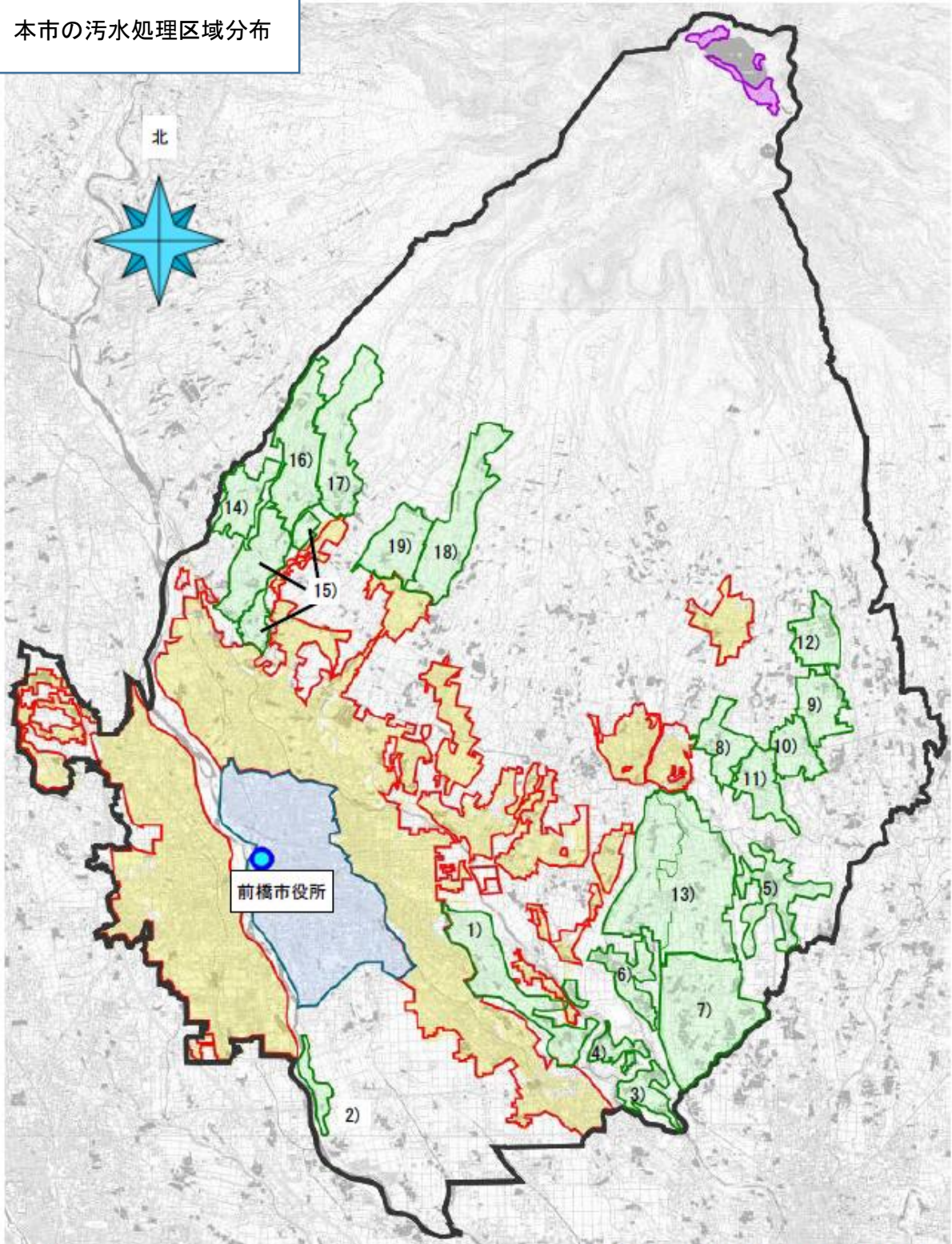
全部適用・一部適用の別による事務執行体制

項目	全部適用 (法の全てを適用)	全部適用 (法の全てを適用)	一部適用 (財務に関する部分を適用)	一部適用 (財務に関する部分を適用)
事務体制	管理者設置 首長 管理者 企業出納員	管理者非設置 (条例の定め) 首長 企業出納員	会計管理者に 事務委任しない 首長 企業出納員	会計管理者に 事務委任する 首長 出納員
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	企業出納員	会計管理者
職員の身分	企業職員として、地方公営企業法・地方公営企業労働関係法の適用を受ける	企業職員として、地方公営企業法・地方公営企業労働関係法の適用を受ける	一般行政職員として、地方公務員法の適用を受ける	一般行政職員として、地方公務員法の適用を受ける
予算の調製	管理者が原案作成 首長が調製	首長が調製	首長が調製	首長が調製
決算の調製	管理者が調製	首長が調製	首長が調製	会計管理者が調製

4 当審議会について

所掌事務として、これまでの水道事業、公共下水道事業に農業集落排水事業の運営及び経営、並びに使用料に関する事項が加わることとなります。また、名称は「前橋市水道事業等運営審議会」となります。

本市の汚水処理区域分布



凡例

- 農業集落排水の処理区域*
- 単独公共下水道の処理区域
- 特定環境保全公共下水道の処理区域
- 流域関連公共下水道の全体計画区域（赤枠線）及び供用区域（黄色）

※ 農業集落排水の処理区域にある片カッコの番号は、p.7～12「2(2)②農業集落排水の処理施設の概要」の各処理施設の番号に対応する